



一般事業主行動計画(第6期)

社員が、仕事と私生活を両立することができ、働きやすい職場環境を作ることで、社員一人ひとりが能力を十分に発揮できるようにするため、下記の通りに行動計画を策定する。

記

1. 計画期間； 2020年4月1日～2023年3月31日迄の3年間
2. 目 標； 2020年度の有給休暇取得率を **66%**とする
2021年度の有給休暇取得率を **68%**とする
2022年度の有給休暇取得率を **70%**とする
3. 目標達成のための対策、実施時期
 - ① 2020年4月1日～2020年5月31日
 - グループ別に冬季休暇の取得率、年間の有給取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
 - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
 - ② 2020年6月1日～2020年9月30日
 - 夏季休暇取得期間とし、連続5日間の有給休暇を取得する。
 - 取得促進と業務に支障を来さぬ様、各グループで夏季休暇取得スケジュール表を作成し、従業員全員が記入・閲覧できるようにする。
 - 各グループの居室内に、夏季休暇取得啓蒙ポスターを作成して、取得を促進させる。
 - ③ 2020年10月1日～2020年11月30日
 - グループ別に夏季休暇の取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
 - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
 - ④ 2020年12月1日～2021年3月31日
 - 冬季休暇取得期間とし、連続3日間の有給休暇を取得する。
 - 上記③で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。
 - ⑤ 2021年4月1日～2021年5月31日
 - グループ別に冬季休暇の取得率、年間の有給取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
 - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
 - ⑥ 2021年6月1日～2021年9月30日

- 夏季休暇取得期間とし、連続5日間の有給休暇を取得する。
 - 上記⑤で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。
- ⑦ 2021年10月1日～2021年11月30日
- グループ別に夏季休暇の取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
 - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
- ⑧ 2021年12月1日～2022年3月31日
- 冬季休暇取得期間とし、連続3日間の有給休暇を取得する。
 - 上記⑦で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。
- ⑨ 2022年4月1日～2022年5月31日
- グループ別に冬季休暇の取得率、年間の有給取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
 - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
- ⑩ 2022年6月1日～2022年9月30日
- 夏季休暇取得期間とし、連続5日間の有給休暇を取得する。
 - 上記⑨で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。
- ⑪ 2022年10月1日～2022年11月30日
- グループ別に夏季休暇の取得率を把握し、目標達成の有無を確認する。
 - 目標未達の要因、目標達成できた要因を分析し、共有する。
 - 全グループが目標を達成できるよう対策を策定する。
- ⑫ 2022年12月1日～2023年3月31日
- 冬季休暇取得期間とし、連続3日間の有給休暇を取得する。
 - 上記⑪で全員が取得できるよう策定した対策を実行する。

以上